

日本福祉心理学会第24回大会・一般公開プログラム

つなぐ実践としての福祉心理学 ～当事者・制度・専門を結び、生活を支える～

日程：2026年8月8日（土）

場所：来往舎1階シンポジウムスペース

参加無料、予約不要

記念講演 13時15分～14時15分

精神障害当事者の視点から専門職の支援を問い直す
ー「つなぐ実践」としての支援関係を考えるー

山田 悠平（一般社団法人精神障害当事者会ポルケ）

実行委員会企画シンポジウム① 14時25分～15時55分

障害のある学生の支援における福祉心理学の役割

企画・司会：中野 泰志（慶應義塾大学）

話題提供1：近藤 武夫（東京大学先端科学技術研究センター）

話題提供2：青木 千帆子（筑波技術大学）

話題提供3：柏倉 秀克（桜花学園大学）

指定討論：飯野 由里子（東京大学）

実行委員会企画シンポジウム② 16時10分～17時40分

当事者・制度・専門職を結び、生活を支えるためのリンクワーク

企画・司会：中野 泰志（慶應義塾大学）

話題提供1：吉泉 豊晴（日本視覚障害者団体連合）

話題提供2：柊村 雅文（京都悠仁福祉会 京都認知症総合センター）

話題提供3：堀田 聡子（慶應義塾大学大学院）

指定討論：宮内 久絵（筑波大学）

イベント詳細ページ

主催：日本福祉心理学会、大会長：中野 泰志（慶應義塾大学）

後援：慶應義塾協生環境推進室、慶應義塾大学教養研究センター

お問い合わせ先：janphs2026-group@keio.jp



ご挨拶

現代社会は、国際情勢の不安定化や紛争、経済格差の拡大など、先行きの見通しが困難な状況にあります。こうした世界的な変動は、人々の生活基盤や心理的安定にも大きな影響を及ぼしており、私たちは複雑で不確実な時代に生きています。また、ダイバーシティ、エクイティ、インクルージョン（DEI）をめぐる価値観も国際的に揺らぎを見せており、共生社会の実現に向けた理念や実践のあり方が改めて問われています。このような状況の中で、一人ひとりの well-being を実現していくためには、社会に存在する多様な資源を活用し生活を支えるという社会福祉学の視点と、個人の心理的状态や経験に寄り添った支援を行う心理学の視点の双方からアプローチする福祉心理学の役割が、これまで以上に重要となっています。

2006 年に採択された国連の障害者権利条約は、障害を個人の属性としてではなく、社会との相互作用の中で生じるものとして捉え、権利保障と社会参加の実現を強く求めました。また、日本においても障害者差別解消法の改正により、合理的配慮の提供が義務化されるなど、制度的整備は大きく前進しています。これらは、SDGs が掲げる「誰一人取り残さない」という理念とも軌を一にするものです。

しかしながら、制度の整備が進む一方で、それが当事者の生活の中でどのように実感され、具体的な支援として機能しているのかという点には、なお多くの課題が残されています。制度、専門職、地域社会、そして当事者の経験が必ずしも十分に結びついていない現状は、私たちが取り組むべき重要な課題です。

福祉心理学は、こうした分断を乗り越え、人と人との関係性や生活の文脈に根ざした実践を通して、当事者・制度・専門を結び直す役割を担う学問領域です。支援を一方的に提供するのではなく、多様な主体が対話を重ねながら関係性を構築し、生活を支える実践を共に創り上げていくことが求められています。

本大会では、「つなぐ実践としての福祉心理学～当事者・制度・専門を結び、生活を支える～」をテーマに掲げました。本テーマには、分断されがちな諸要素をつなぎ直し、当事者の生活に根ざした支援のあり方を再考したいという願いが込められています。本大会が、福祉心理学の理論と実践のさらなる発展に寄与するとともに、多様な立場の参加者が相互に学び合い、新たな連携と実践の創出につながる場となることを心より期待しております。なお、本大会では、学会員以外にも、福祉心理学のアプローチを知っていただくために、3つのプログラムを一般公開いたします。入場無料ですし、参加登録も不要ですので、多くの方にご参加いただきたいと思います。

日本福祉心理学会第24回大会実行委員会
委員長 中野 泰志（慶應義塾大学）

一般公開プログラム参加者へのご案内

■会場：慶應義塾大学 日吉キャンパス ^{らいおうしゃ} 来往舎

〒223-8521 神奈川県横浜市港北区日吉 4-1-1

■最寄り駅：日吉駅

(東急東横線、東急目黒線、東急新横浜線、横浜市営地下鉄グリーンライン)

※新横浜駅から(東急新横浜線)：約6分

※横浜駅から(東急東横線)：約20分(急行約15分)

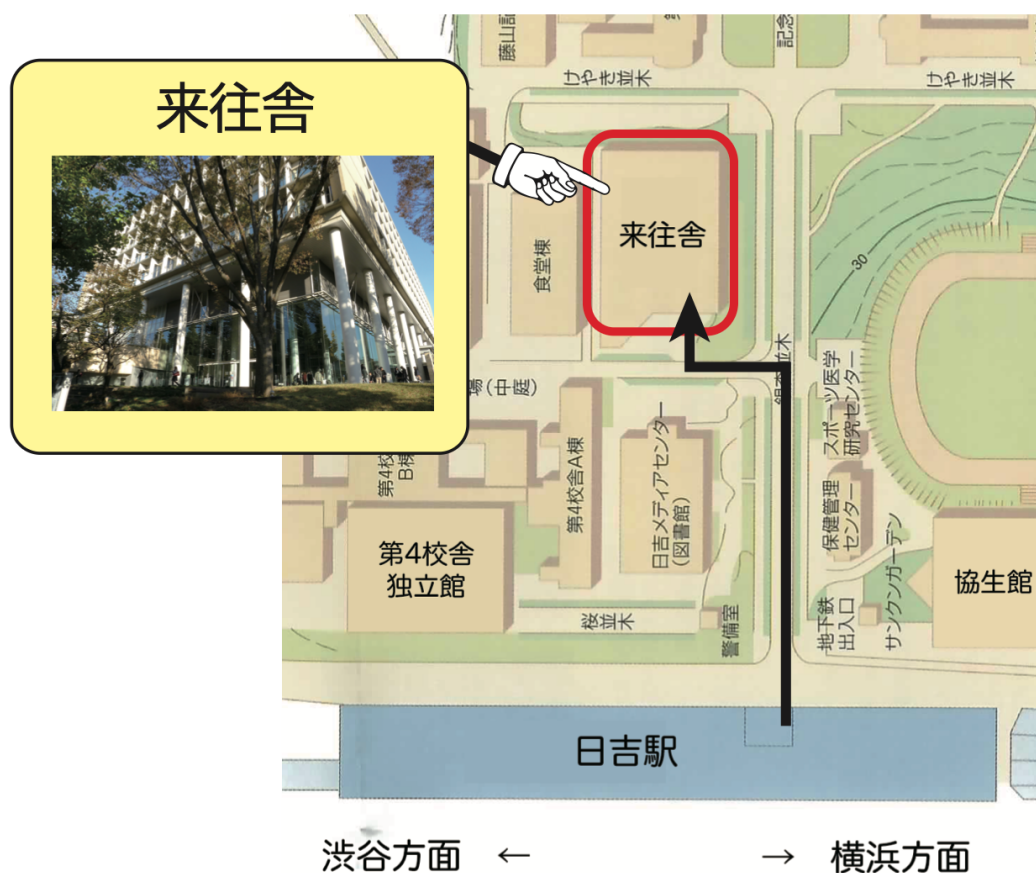
※渋谷駅から(東急東横線)：約27分(急行約20分)

※目黒駅から(東急目黒線)：約26分(急行約20分)

★大会期間中、大学の駐車場は利用出来ないため、車でのご来場はご遠慮ください。

日吉東急駐車場 (<https://www.tokyu-dept.co.jp/hiyoshi/access/index.html>)
が最も近い民間の駐車場です。

■会場地図



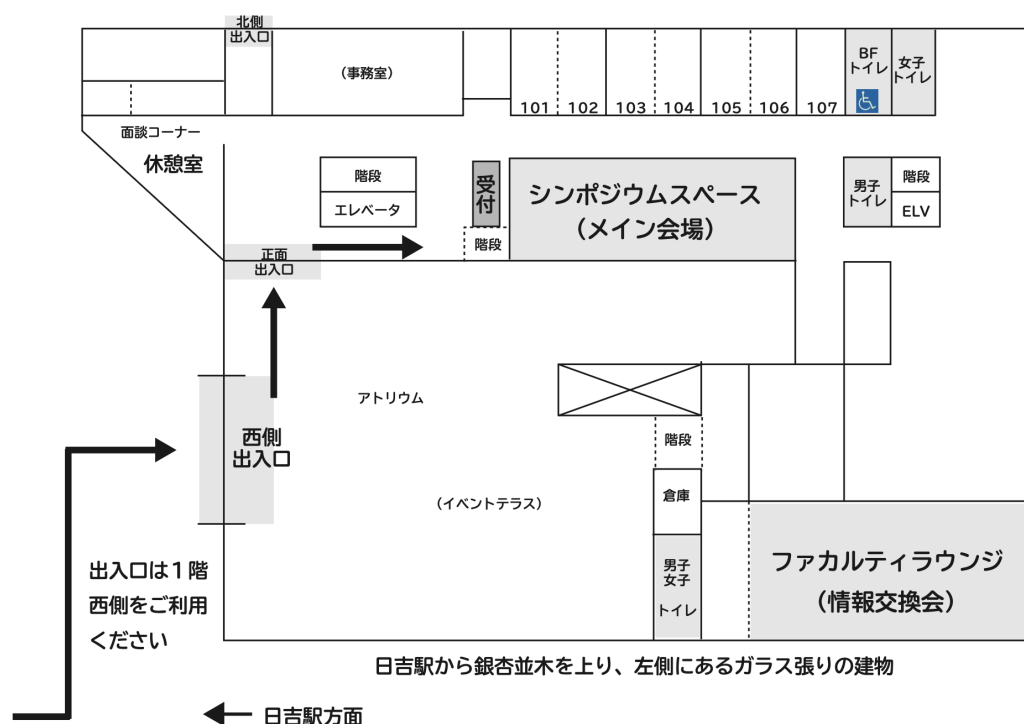
■日吉駅からキャンパスまでの経路：徒歩1分

「日吉駅」の1階の改札を背にして、東急百貨店に向かって右側に音響信号機付きの横断歩道がありますので、渡ってください。横断歩道を渡ると、慶應義塾大学・日吉キャンパスです。

■キャンパスに入ってから会場までの経路：徒歩5分

横断歩道を渡ってから、銀杏並木に沿って進んでください。銀杏並木に沿ってまっすぐ進むと、左手に来往舎の建物が見えてきます。一つ目の角を左に曲がると、すぐ右側に来往舎の入口が見えます。正面の階段もしくはさらに進んだ先にあるスロープで来往舎に入ってください。メイン会場であるシンポジウムスペースは来往舎の1階にあります。

■会場：来往舎1階のフロアマップ



*一般公開プログラムはすべて1階・シンポジウムスペースで実施します。

■受付

場所：来往舎 1階シンポジウムスペース

時間：8月8日（土）13時00分～17時00分

- ・参加者は、必ず最初に受付にお越しください。受付時、名簿にお名前やご所属等をご記入ください。

■資料

一般公開プログラムの資料は、受付時に一人一部、お渡しいたします。なお、障害により、紙媒体の資料にアクセスできない場合には、アクセシブルなデータをご用意いたします。第 24 回大会事務局にメール（janphs2026-group@keio.jp）でお申し込みください。

■特別展示「教科書と読書のバリアフリー」

一般公開プログラム実施中は、同会場で実施されている慶應義塾大学中野泰志研究室が取り組んできた教科書と読書のバリアフリーの取り組みに関する特別展示を閲覧可能です。デジタル版教科用特定図書や教科書・教材閲覧アプリのデモを実施しますので、休憩時間等にご覧ください。

■インターネット（無線 LAN）

キャンパス内では eduroam が利用可能です。また、学会期間中、専用の Wi-Fi がご利用いただけます。SSID 等は以下の通りです。

無線 LAN への接続に必要な SSID 等

SSID : JANPHS

パスワード : keio2026

■ゴミについて

キャンパス内にゴミ箱は設置されていますが、可能な限り、お持ち帰りにご協力くださいますようお願いいたします。なお、キャンパス内のゴミ箱を利用される際には、分別にご協力ください。

■喫煙について

本キャンパスは、全面禁煙です。また、キャンパス周辺での喫煙もご遠慮ください。

■公開プログラム以外への参加や抄録集について

無料で参加できる一般公開プログラムは記念講演、実行委員会企画シンポジウム①、実行委員会企画シンポジウム②のみです。これ以外のプログラムへの参加や抄

録集を希望する場合には、参加申込と参加費（正会員 4,000 円、非会員 4,500 円、学生会員 2,000 円）の納入が必要です。以下の「2026 年度 日本福祉心理学会第 24 回大会 参加申込用フォーム」（Google フォーム）よりお申し込みください。なお、ホームページからの申込が困難な場合には、第 24 回大会事務局にメール（janphs2026-group@keio.jp）でお問い合わせください。

- Google フォーム（<https://forms.gle/KdJrUpuHLNeqaa9K7>）



- 第24回大会事務局のメールアドレス（janphs2026-group@keio.jp）



参加費は以下の「ゆうちょ銀行振替口座」へ振り込んでください。

口座番号：00130-6-444284 加入者名：日本福祉心理学会

■第 24 回大会に関する問い合わせ先

ご不明な点などがありましたら、メール（janphs2026-group@keio.jp）でお問い合わせください。



■日本福祉心理学会第 24 回大会実行委員会ホームページ

各種情報は、ホームページ（<https://psylab.hc.keio.ac.jp/academy/JANPHS/>）に掲載いたしますので、ご参照ください。



精神障害当事者の視点から専門職の支援を問い直す

—「つなぐ実践」としての支援関係を考える—

山田 悠平

(一般社団法人精神障害当事者会ポルケ)

キーワード：精神障害当事者、経験知、権力勾配

障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備に伴い、権利保障や障害の合理的配慮に関する制度整備は進んできた。しかし、制度が整ったことと、当事者が日々の生活の中で尊厳をもって支援を受けられることは同じではない。精神障害のある人の生活には、医療、福祉をはじめ多様な専門職が関わる一方で、その支援が本人の意思や選好を十分に聴く前に組み立てられてしまうことがある。

本講演では、精神障害当事者の立場から、専門職の支援を「誰のための支援なのか」「何を支えているのか」という視点で問い直したい。専門職による支援は、困難を抱える人の生活を支える重要な社会的資源である。同時に、支援する側とされる側の関係には、知識、立場、制度上の権限の差が存在する。その権力勾配が見過され、本人の語りは症状や問題行動として回収され、生活の文脈や願い、選択の理由が見えにくくなる。支援が善意にもとづくものであっても、本人の声を確認し続ける仕組みがなければ、支援は容易に管理や誘導へと傾く。

とりわけ精神保健医療福祉の領域では、非自発的な入院や治療、リスク管理をめぐる判断、家族や専門職による代弁、地域生活への移行支援など、本人の意思決定と専門職の判断が緊張関係をもつ場面が少なくない。専門職は安全や保護を理由に判断を急ぐことがあるが、当事者にとっては、その過程で失われた信頼や自己決定の感覚こそが長く影響することがある。だからこそ、当事者を支援の対象としてのみ位置づけるのではなく、生活を営む主体、経験を語る主体、支援のあり方を共につくる主体として捉え直すことが必要である。

当事者の「経験知」は、専門的知識を否定するものではない。むしろ、制度や専門職の言葉だけでは見落とされやすい生活の細部、支援を受ける側の戸惑い、安心して話せる関係の条件を明らかにするものである。支援の質は、サービスの量や手続きの整備だけで測ることはできない。本人が自分の言葉で語れること、その語りが支援方針に反映されること、異なる意見があっても関係を切らずに対話が続けることが、生活を支える実践の基盤になる。

本大会は「つなぐ実践としての福祉心理学」をテーマに、当事者・制度・専門を結び、生活を支える実践のあり方を問い直す場として開催される。

福祉心理学が担う「つなぐ実践」は、単なる連携や情報共有にとどまらない。当事者の経験知と専門的知識を対等な対話の中で結び、制度と生活の間にあるずれを見つめ、本人の意思や関係性を支える実践として再構成していく営みではないだろうか。

本講演では、当事者活動や政策提言、研究参画の経験を踏まえ、専門職が自らの支援の前提を点検し、当事者の声とともに実践をつくるための手がかりを考えてみたい。

【略歴】

山田 悠平（やまだゆうへい）

一般社団法人精神障害当事者会ポルケ 代表理事

1984 年生まれ。東京都大田区出身。これまでに日本障害フォーラム障害者権利条約パラレルレポート特別委員会委員、日本福祉のまちづくり学会心のバリアフリー特別委員会協力委員、国立研究開発法人日本医療研究開発機構地球規模保健課題解決推進のための研究事業研究委員、曹洞宗人権推進本部資料制作委員会委員、一般社団法人日本精神科看護協会倫理綱領改定委員会委員、第17回日本統合失調症学会プログラム委員、第20回日本うつ病学会プログラム委員等を歴任。

近年では、The Valuable 500 国内署名企業へのインタビュー、国立精神・神経医療研究センターとの精神障害×災害をテーマにした当事者主導型研究の実施、アンチスティグマの取り組みとしてメディアガイドライン制作の働きかけなど、セクターを越えて共同創造をモットーに精神障害のある当事者の立場から、当事者の場づくりや理解啓発活動、政策提言に取り組んでいる。

障害のある学生の支援における福祉心理学の役割

企画・司会：中野 泰志（慶應義塾大学）

話題提供 1：近藤 武夫（東京大学先端科学技術研究センター）

話題提供 2：青木 千帆子（筑波技術大学）

話題提供 3：柏倉 秀克（桜花学園大学）

指定討論：飯野 由里子（東京大学）

企画趣旨

日本学生支援機構が実施している「令和6年度（2024年度）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」によれば、令和6年5月1日現在の障害学生数は55,510人で、障害学生在籍率は1.71%であり、令和元年の37,647人（障害学生在籍率1.17%）よりも増加している。また、障害種別では、「精神障害」19,440人（35.0%）が最も多く、「発達障害」11,923人（21.5%）、「病弱」10,173人（18.3%）、「聴覚障害」2,671人（4.8%）、「肢体不自由」1,808人（3.3%）、「視覚障害」1,427人（2.6%）と続いており、「知的障害」も328人（0.6%）在籍しており、多様化している。

障害のある学生の増加や多様化に加え、文部科学省「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）」の公表や改正障害者差別解消法の施行により、高等教育機関における障害学生支援は新たな局面を迎えている。

「第三次まとめ」では、大学等における障害学生支援の在り方として、「大学等は、自らの価値を高め、学生に対する責務を果たすため、事前的改善措置により教育環境の整備を図るとともに、障害学生支援を、障害のある学生が他の学生と平等に学ぶことができる権利を保障するための手段であるという認識の下で、着実に実施する必要」があることや「障害学生支援は、合理的配慮の提供に限定されるものではなく、障害の有無によらず、学内全ての学生を対象に実施している各種支援と併せて行われるもの。合理的配慮の提供以外の学内の学生支援リソースも総合的に活用しながら行うことが望ましい」ことが示された。また、「障害の社会モデル」の考え方に立脚し、「障害のない学生を前提として構築された大学等の仕組みや構造が、障害のある学生にとって社会的障壁となっている場合がある」ことや「大学等の構成員全てが障害の社会モデルを理解し、事前的改善措置や合理的配慮の提供により社会的障壁を除去するとともに、各種学生支援リソースも総合的に活用しながら取り組むことが必要」であることが強調されている。さらに、不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供、努力義務である環境の整備、障害の根拠資料に関する考え方、学内の教職員向け対応要領・ガイドライン、障害のある学生の意思表示を促す取り組み等が示されている。その上で、具体的な取り組みとして、(1)学内の体制整備、(2)合理的配慮の提供における諸課題（大学等が提供する合理的配慮と本人の意向との齟齬や内容決定までの長期化、固定化に対する対応、大学院や通信教育課程における合理的配慮の留

意事項）、(3)紛争の防止・解決、(4)オンライン学修における合理的配慮の在り方、(5)合理的配慮とテクノロジーの活用、(6)障害のある学生の就職等の支援、(7)障害のある学生の災害時対策、(8)大学等と国・地域・企業・民間団体等との連携等が言及されている。

「第三次まとめ」では、障害の「社会モデル」に立ち、教育を受ける権利の保障（権利擁護）を大前提・土台としつつ、学生本人の「意思表示」を起点とした大学と学生との「建設的対話」による合理的配慮の決定、そして将来の社会的自立（移行支援）を見据えた包括的な支が求められている。この理念を機能させるために、各大学では、学内の支援体制の構築、支援人材の配置・育成、学生支援部署の連携といった取り組みが行われているが、中でも、支援の実務を担当する障害学生支援コーディネーターは重要な役割を果たすと考えられる。

コーディネーターには、主に臨床心理学を基盤とし、学生の自己理解や心理的適応に寄り添うアプローチ（心理職）と、社会福祉学を基盤とし、環境調整や制度の活用を推進するアプローチ（福祉職）の双方の専門性が必要だと考えられる。しかし、両者は支援の力点やアプローチが異なるため、コンフリクトが生じることもある。個人の心理的特性の理解と、社会システム・環境への介入を不可分なものとして統合する「福祉心理学」の視点は、異なる専門家間で生じるコンフリクトを解消し、当事者主体の支援を形作るための共通言語となり得ると考えられる。

本シンポジウムでは、臨床心理学と社会福祉学それぞれの知見をベースとした支援の実際や、多様な大学環境におけるコーディネートの工夫を共有するとともに、障害の社会モデルの観点から支援のあり方を問い直す。また、福祉心理学が果たすべき実践的な役割とチームアプローチのあり方について、フロアの参加者と共に議論する。

文献

- ・日本学生支援機構（2024）．令和6年度（2024年度）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査，日本学生支援機構。
(https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_s_hogai_syugaku/2024.html)
- ・障害のある学生の修学支援に関する検討会（2024）．障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ），文部科学省高等教育局学生支援課。
(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/123/mext_01732.html)

大学等における障害学生支援の現状と課題

—合理的配慮の提供から事前的改善措置・専門人材育成・紛争解決機能の社会実装へ—

近藤 武夫

(東京大学先端科学技術研究センター)

キーワード：障害学生支援、合理的配慮、事前的改善措置

はじめに

改正障害者差別解消法（以下、「差別解消法」と略す）と文部科学省によるその対応指針、高等教育局による第一次～第三次まとめにより、高等教育機関における不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供と、そのための学内体制整備は、大学等が当然に履行すべき義務として認識されつつある。障害学生に対する入学拒否や受講拒否等のあからさまな差別の問題性が大学関係者に共有され、合理的配慮の必要性への認知が広がったことは、重要な進展である。本発表では、「障害学生支援」と呼ばれる、修学権利保障に関する学生サービスの現状とその今後の課題について述べる。

個別の合理的配慮から事前的改善措置へ

組織的・人的な支援体制の整備は、大規模な国立大学や先進的な私立大学では整備が進む一方で、その他の規模・設置者（例えば公立大学や中小規模の私立大学等）では、現在進行形の課題であると言える。日本学生支援機構の令和6年度調査では、障害学生は全学生の1.71%を占めると報告されている。ただし、これは大学等が障害学生として把握している学生数であり、修学上の社会的障壁に直面することで、相談・調整の対象となる学生の範囲はさらに広い。全国高等教育障害学生支援協議会（AHEAD JAPAN）や東京大学・障害と高等教育に関するプラットフォーム（PHED）の活動で筆者が得てきた主観的な印象では、支援体制が整った大学では、全学生の10%前後が何らかの支援の対象となり得る。

そのような状況下では、大学等が、個々の合理的配慮を一件ずつ調整し提供することは、もはや持続可能な支援とはならない。中長期的には、ユニバーサルデザインを土台に、あらかじめ想定される支援ニーズに対する事前準備（事前的改善措置）の幅を広げておき、そこに個別の変更・調整である合理的配慮や、個別性の高い人的支援を積み重ねる多層構造として捉える必要がある。特に現在は、合理的配慮の個別提供から一歩進んで、教材や授業での情報アクセシビリティ保障、ICTや支援技術の活用、授業運営・評価方法等に関する調整可能性の蓄積や本質を踏まえた柔軟性の拡大など、事前的改善措置を進めることで、個々の合理的配慮に係る個別調整の負荷を下げる方向へ移行する必要がある。

専門人材育成と社会実装

上記のような移行を進めるためには、障害学生支援を担う専門人材の育成と安定的雇用が不可欠である。障害学生支援は、これまで臨床心理および認知心理、ソーシャルワーク、特別支援教育、学生相談等の専門性を背景に持つ人々により支えられてきた。しかし現在は、合理的配慮の必要性・適当性の判断、事前的改善措置、情報アクセシビリティ、支援技術、学内規程、実習・資格課程、キャリア支援を横断する独自の専門性が求められている。

そこでPHEDでは、2024年度より、小規模大学の支援人材育成に焦点を置き、4か月にわたる集中的なスーパービジョンプログラムを実施している。また、そのプログラム内容は、全国の有識者から成る8つの専門部会が作成した障害学生支援スタンダードを基盤にしている。ただし、参加大学は年最大10校程度に限られるという制限があるため、今後は、地域ごとに人材育成を展開できるネットワークを構築したり、障害学生支援の専門性認証の仕組みも検討する必要がある。

紛争の解決に関する学内外の体制整備

合理的配慮の本質的意義は、大学側が一方的に「合理的配慮」として提供する変更や調整に対し、社会的障壁を経験する当事者として障害学生が不服を述べることを支え、大学と障害学生の合意形成に向けた対話的プロセスを進められる点にある。

この点で、障害学生支援サービスを提供する体制の整備に加えて、学内手続きが可視化された形で、障害学生からの不当な差別的取り扱いや合理的配慮に対する不服申立てを受け止め、第三者的に紛争の防止・解決を図る学内機能の整備も併せて期待される。この機能の整備は、文部科学省の対応指針でも大学等に求められているが、現在は一部の大学で整備が進むにとどまる。

また、差別解消法の制度構造上、政府や文部科学省の相談窓口だけでなく、個々の地域の障害者差別解消支援地域協議会や条例に基づくあっせん等が、大学と障害学生の間での紛争解決を支えることも期待される。しかし、こうした紛争解決を支えるには、高等教育のカリキュラム構造や、実習とその現場の状況理解、成績評価や資格認定、入試や試験での環境調整等に固有の知識と経験が必要である。そのため、大学における紛争解決において、個々の争点を扱える仕組みが地域に十分備わっているとはいえない状況があり、大学と地域が連携した、実効的な紛争解決の仕組み構築が期待される。

障害学生支援の今後

障害者差別解消法が大学等に求める、障害の社会モデルに基づいた障害理解、合理的配慮の提供、事前的改善措置の実施、理解啓発の促進はいずれも重要である。しかし、同法自体は、大学と障害学生との個別紛争を実効的に調停する仕組みを十分に備えておらず、人員や財源等の社会的資源を大学等に直接もたらす制度でもない。すなわち、理念と義務の認知は広がる一方で、それを実装するための紛争解決機能や社会的資源は十分に整備されていない。不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の必要性が大学組織および障害学生の間で一般化し、支援ニーズが年々増加する現在、このギャップは、今後の障害学生支援の発展における主要な課題となっている。今後は、基本理念の啓発にとどまらず、学内・地域における資源配分、専門職育成、実効的な紛争解決機能の整備へと議論を進める段階にある。

ソーシャルワークの視点からみた 障害学生支援と多職種連携の課題

青木 千帆子

(筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター)

キーワード：ソーシャルワーク、多職種連携、重複障害

ソーシャルワーカー（社会福祉士）は、福祉に関する相談支援を行う専門職である。障害に限らず、高齢、児童、医療、教育、司法、生活困窮者の支援など幅広い領域で活動しており、多様な専門職との協働を前提として実践を行う。そのため社会福祉士の養成過程では、他の専門職とのコミュニケーション、記録の共有、ネットワーク形成、専門職倫理など、多職種連携に必要な基礎的能力を体系的に学ぶ。本報告では、ソーシャルワーカーとしての実務経験と養成教育の経験を踏まえ、教育現場における多職種連携の意義と課題について話題提供を行う。

近年、障害学生支援の現場では重複障害のある学生への対応が増加している。日本学生支援機構（2026）の調査分析報告でも、重複障害のある学生数は平成29年度の462人から令和5年度には552人へと増加している。しかし、インペアメントの組み合わせは多様であり、その実態は十分に把握されていない。

また、話題提供者の実務経験では、重複障害のある学生は、筑波技術大学のような障害に特化した大学へ進学する傾向があり、その現場では多職種連携の課題が日々顕在化していると感じている。とりわけ、障害者教育は、聴覚、視覚、知的、身体、発達などインペアメントごとに専門性が分化して発展してきた。その結果、異なる障害領域の専門家同士が互いの支援方法や制度について十分理解していない場面も少なくない。

そこで本報告では、重複障害を題材に話題提供を行う。その事例として、令和7年度に筑波技術大学に提出された松本による修士論文「聴覚障害と発達障害を併せ有する学生への就労支援に関する研究—当事者の経験を通して—」を取り上げる。

この研究で松本は、聴覚障害と発達障害を併せ持つ社会人を対象に就労支援の経験を調査した。結果、対象者はいずれも幼少期に聴覚障害の診断を受けていた。一方で、発達障害については高校卒業前後に診断された者や、診断のみで支援につながっていない者が含まれていた。また、聴覚障害については職場の理解を得られていると評価する一方、発達障害については支援不足や支援の必要性自体を認識できなかった経験が語られている。そして、インペアメントごとに対応した支援では十分ではなく、包括的支援が求められることを指摘している。

本事例からは、第一に支援開始段階における多職種連携、第二に大学生活や就労支援における多職種連携の必要性が示唆される。一方、話題提供者がこれまで経験してきた支援現場を振り返ると、異なる専門職がそれぞれの専門性に基いて支援を展開するなかでは、支援方針や支援の優先順位をめぐるコンフリクトが生じることも少なくない。

米国においても、複数のインペアメントを有する学

生について、主たる属性に注目が集まり、もう一つの属性が無視される傾向があることが、Bowen & Probst（2023）にて指摘されている。その理由としては、例えば、聴覚障害などの感覚障害の診断時に使用するツールが発達障害などを想定したものではないこと、他方、発達障害の診断時に使用するツールが感覚障害を想定したものではないことが指摘されている。これは、松本（2026）における聴覚障害と発達障害の診断時期のずれを説明するものであり、日本にも共通する要因が存在すると考えられる。

また、Bowen & Probst（2023）は、診断ツールだけでなく、教育制度や教員養成プログラムも単一障害を想定して設計されているため、重複障害学生のニーズが見落とされやすいことを指摘している。

その背後には、教育の専門家が行う調査研究の多くが単一障害を前提とするため、重複障害がその対象から排除されやすく、知見が蓄積されないこと。このことがひいては、現場の教員が活用することができる知見や教材、支援方法の不足につながっていると述べている。

このように、障害者の教育や支援に関する専門知は、研究者の専門領域の知見に依拠して集積されてきた。だが、各専門領域の知見は、それぞれ異なる前提や対象を想定して構築されているため、単純にパズルのように組み合わせれば支援が成立するものではない。

そのため障害学生支援の現場では、単なる役割分担ではなく、多様な専門知を本人中心の視点から調整・統合し、一人ひとりに応じた支援を共同して構築する営みが求められる。

本シンポジウムでは、重複障害を一つの題材として、障害学生支援における多職種連携の意義と限界、そして異なる専門職間で生じる認識や価値観の違いをどのように乗り越えていくのかについて、参加者と議論したい。

参考文献

- Bowen, S. K., & Probst, K. M. (2023). Deaf and hard of hearing students with disabilities: An evolving landscape. *Education Sciences*, 13(7), 752. <https://doi.org/10.3390/educsci13070752>
- 日本学生支援機構. (2026). 大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査分析報告. https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_syugaku/1215939_2476.html
- 松本康太. (2026). 聴覚障害と発達障害を併せ有する学生への就労支援に関する研究—当事者の経験を通して—（未公開修士論文）. 筑波技術大学.

中規模私立大学における障害学生支援

—学生による支援に焦点を当てて—

柏倉 秀克

(桜花学園大学)

キーワード：障害学生支援、ピアサポート、支援の担い手

はじめに

近年我が国においては、障害者施策の整備や障害者差別解消法の制定によって大学等による体制整備が飛躍的に進んでいる。一方、比較的早期から障害学生支援に取り組んできた大学等においては、支援の担い手（主体）が支援学生やボランティアが中心となってきた。本来大学当局が積極的に支援体制を整備するのは望ましい反面、学生による支援はピアサポートの側面が強く、極めて質の高い支援となっていることも事実である。本報告では、学生主体の障害学生支援を進めてきた日本福祉大学を取り上げ、障害学生支援の主体をめぐる問題について議論を深める機会としたい。

日本福祉大学における障害学生支援の歴史は古く、前身である中部社会事業短期大学が開学した1953年当時、すでに肢体障害学生に対する支援が記録されている。1998年には全国に先駆けて「障害学生支援センター」を開設、2015年度には同センターと学生相談部門が統合され、「学生支援センター」が発足し、さまざまな困難を抱える学生の支援を行っている。

日本福祉大学における障害学生支援は、学生による相互支援が伝統的に重要な位置を占めてきたことに特色がある。ゼミやクラスの仲間によるごく身近な支援から、専門的なスキルが求められる支援に至るまで、支援学生が果たしてきた役割は大きい。

1. 支援の概要

学生支援センターは、障害学生支援センター（障害学生支援部門）と学生相談室（相談援助部門）、保健室（保健管理部門）を統合し、ワンストップサービスによる総合的な支援を目指す組織である。支援センターは大学本部に設置され、サテライトの2キャンパスにはセンター分室が開設されている。支援センターはセンター長（教員）を中心に、学生部職員、コーディネーター、学習サポーター、心理カウンセラー、キャンパスソーシャルワーカー、看護師等の専門職が配置され、支援学生や支援サークルと連携し、支援業務にあたっている。

2. 入学前の支援

オープンキャンパスでは、障害のある受験希望者を対象に相談会を実施している。内訳は、①障害特性をふまえた志望学科に関するガイダンス、②入学試験における特別配慮、③障害学生の受け入れ実績がある下宿・アパートの紹介、④通学方法に関する相談、⑤授業における配慮、⑥大学生活における配慮についてである。さらに特別支援学校や高等学校を対象に説明会を実施し、障害がある生徒の進路選択を支援している。

3. 入学試験

受験生の障害実態に対応した各種配慮を実施している。視覚障害がある受験生を例に挙げると、①全盲者には点字問題による試験（1.5倍の時間延長と別室受験）。②弱視者には拡大問題による試験（1.3倍の時間延長と別室受験）。③上記の方法では困難な受験生にはパソコンを使用した試験を実施するなどの合理的配慮である。

合格発表から入学式にかけては本人（保護者を含む）、支援センターのコーディネーター、入学先の学部教員の三者による入学前面談を実施している。その際、入学予定学生のアセスメントを進め、自己記入式のシートの作成を通して配慮内容を調整している。このシートは病気や障害の詳細、高校生活と大学生生活の違い、入学後に必要な配慮の内容、これまで受けてきた福祉支援の内容、緊急時の対応等で構成されている。

4. 学生生活における支援

日本福祉大学では入学式にのぞむ障害学生の不安を軽減するため、式でのサポートを上級生である支援学生が担当している。さらに入学直後の学部別オリエンテーションでは、全入学生を対象に障害学生支援を啓発するための時間を設けている。そこでは支援センター運営委員（教員）による講話に加え、障害学生本人が必要な支援ニーズを同学年の学生全体に告知する機会としている。さらにオリエンテーション終了時に支援学生の募集を行うことによって、多くの学生が支援ボランティアや支援組織へ参加する契機となっている。

日本福祉大学では支援機器や支援ソフトに関する情報収集を進めるとともに、学生が機器を購入する際、全額または一定額の補助金を支給している。専門性の高い点字教材の作成や専門用語を多く含む手話通訳は、学内での対応に限界があるため、学外のリソースを積極的に活用している。また2010年代は日本学生支援機構の拠点校として、さらに全国高等教育障害学生支援協議会や日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワークと連携することによって障害学生支援に関する情報収集、障害学生支援の質の向上に努めている。

5. 学生による支援とその課題

日本福祉大学には障害学生支援を目的としたサークルが複数存在する。これらは学生の自主的な活動の場であるとともに視覚障害学生向けの点訳教材作成、ビデオ教材の字幕付け、聴覚障害学生向けのノートテイク、パソコンテイクにおける重要な戦力となっている。これとは別に、同じ障害がある学生によって当事者団体（セルフ・ヘルプ・グループ）が組織されている。これらは障害がある学生にしかわからない悩みや困難を共有し、解決する場（ピアサポート）として重要な役割を担っている。さらに支援学生の支援の質の向上を目的に、視覚障害、聴覚障害者支援に関する科目を開講している。また「障害学生支援活動報奨金」制度を導入し、学生の支援活動に対するインセンティブを高めている。

障害者差別解消法の文部科学省対応指針では、支援者としての学生の活用に関し、学生に過度な負担がかかることへの配慮、支援学生と障害学生の人間関係に配慮すべきであるとの記載があり、大学等においては学生に依存しない支援体制を整備することが求められている。その一方で学生による支援は大学当局による支援とは異質なものであり、その意義や価値を再評価することも重要である。

障害の社会モデルと人権モデル

—指定討論に向けた概念整理—

飯野 由里子

(東京大学 バリアフリー教育開発研究センター)

キーワード：社会モデル、人権モデル、インクルーシブ平等

障害の「社会モデル」と「人権モデル」は補完的な関係にあるが、それぞれが果たす役割は必ずしも同じではない。本報告では、支援現場で生じる対立や行き詰まりを「専門職間の方法論の不一致」としてだけでなく、依拠する障害モデルの違いとして読み解くための見取り図を提示したい。

前提として、まず「個人モデル（医学モデル）」を確認しておきたい。これは、障害を個人の心身の機能障害（インペアメント）にとらえ、障害者が直面する困難や不利益の原因を当人の心身や能力に帰す枠組みである。ここでは、治療やリハビリテーション・訓練を通じて当人を「健常」とされる基準に近づけることや、社会へ「適応」させることが主な目標とされる。1960年代以降に組織化された障害当事者運動は、このモデルが障害者の排除や分離を「やむを得ないもの」として正当化してきたこと、障害者を「治す・適応させるべき存在」として位置づけ、その尊厳や自己決定を損なってきたことを批判してきた。

その中で提起されたのが社会モデルである。これは、インペアメントと区別される障害（ディスアビリティ）に着目し、後者は社会の側にある障壁（バリア）によって生み出されるとした。原因の所在を個人から社会（とりわけ、障害者の存在を考慮に入れることなく設計されている社会）へと移すこの洞察は、障害者の権利保障の道を大きく切り拓いた点で重要である。しかし、バリアの存在を指摘できても、「誰が、どのように除去するのか」は個別の交渉に委ねられ、「予算がない」「工事が難しい」といった理由で、排除が「やむを得ない」ものとして受け入れられてしまう場面は未だ少なくない。そこで登場したのが、人権モデルである。

人権モデルは、社会モデルの洞察を継承しつつ、障害者の権利保障を「人間の尊厳」という価値に基礎づける規範的な枠組みである（Degener 2024）。両者は対立するのではなく補完関係にある。その射程はバリアの除去にとどまらず、障害を含む一人ひとりの違いを人間の多様性の一部として承認し、市民的・政治的権利のみならず社会権を含む権利全体の保障に及ぶ。こうした立場から、人権モデルは、重い障害を理由とした施設収容を「現実的にはやむを得ない」と事実上容認してきた従来の発想に対し、障害を理由とする排除や分離をそれ自体差別にとらえ、原則許容しない立場をとる（CRPD/C/GC/6, paras. 29, 62）。

また、人権モデルから導かれる平等の到達点を「インクルーシブ（包摂的）平等」と呼ぶ。障害者権利条約の

一般的意見第6号は、その四つの次元を次のように示す。すなわち、社会経済的な不利益を是正する「再分配」、偏見やスティグマと闘い人々の尊厳と交差性（intersectionality）を承認する「承認」、社会の一員として迎え入れる「参加」、そして違いに応じて社会の側のルールや環境を柔軟に書き換える「調整」である。とりわけ重要なのは、「調整」が「承認」と分かちがたく結びついている点である。その人の属性や状況を、是正すべき「欠陥」ではなく尊厳を形づくる「違い」として対等に承認するからこそ、社会の側を書き換える「調整」が、平等実現の正当な手続きとして認識される。

以上を踏まえると、社会モデルが問題の所在を社会に見いだす「記述の枠組み」であるのに対し、人権モデルはその除去を権利として義務づけ、違いを尊厳として承認する「規範の枠組み」であると整理できる。この差異は、保障される平等の質にも関係する。たとえば、二階建て広域バスの車椅子用スペースが、他の乗客のように進行方向（正面）を向いて着座できない構造であった事例について、韓国の大法院は2021年、交通事業者に対し、正面を向いて着座できるスペースを確保する義務を認めた。ここには、「乗れる（移動できる）」だけで足りるとする発想を超え、「障害のない人と同じように進行方向を向いて移動する」という「経験の質」まで保障して初めて平等な参加といえる、という考え方が反映されている。

このように現在、平等の内実は、単にアクセス保障にとどまらず、経験の質を含む参加のあり方そのものへと及んできている（de Beco 2022）。指定討論では、この視点から各話題提供者の実践を読み解き、大学の障害学生支援の現場において「参加の同等性（participatory parity）」がどのように理解されるのか、また、それを実現するためにどのような変容が大学側に求められうるのかについて考えたい。

【参考文献】

- de Beco, Gauthier (2022) "The Right to 'Inclusive' Education," *Modern Law Review* 85(6): 1329-1356.
- Degener, T. (2024) "The Human Rights Model of Disability in Times of Triage," *Scandinavian Journal of Disability Research* 26(1): 437-449.
- 障害者権利委員会「一般的意見第6号（2018年）——平等及び無差別」（CRPD/C/GC/6）。

当事者・制度・専門職を結び、生活を支えるためのリンクワーク

企画・司会：中野 泰志（慶應義塾大学）

話題提供 1：吉泉 豊晴（日本視覚障害者団体連合）

話題提供 2：榊村 雅文（京都悠仁福祉会 京都認知症総合センター）

話題提供 3：堀田 聡子（慶應義塾大学大学院）

指定討論：宮内 久絵（筑波大学）

【企画趣旨】

現代社会は、価値観の多様化が進む一方で、社会機能の高度な専門化と分断化が加速している。また、地縁・血縁やコミュニティの成員同士による自然な支え合いが希薄化する中、当事者が繋がるべき専門家や制度は多岐にわたり、複雑になっている。しかし、日本の医療・福祉等の制度は、本人の申し出を起点とする「申請主義」であり、困難に遭遇している当事者が権利を行使する上でのバリアとなっている。

特に、障害や疾患の告知を受けた直後の当事者は、精神的な混乱や将来への不安等に直面することが多く、そのような状況の中で、自らの権利を守り、日常生活や社会生活を送るために必要な情報を取捨選択し、適切な社会資源に辿り着くことは極めて困難である。こうした状況下で、医療現場から福祉・教育・地域生活への移行期において、誰にも繋がらない「支援の空白」が生じており、当事者のみならず共に戸惑う家族への「ファミリーサポート」の欠如も深刻な課題となっている。

一方、支援現場においては、専門家が医学的な診断や機能回復を重視し、当事者を指導・管理の対象とする「医学モデル」の観点が強い。そのため、専門家の判断に基づいた助言が優先されることが多く、障害を社会的障壁（バリア）として捉える「社会モデル」や、個人の尊厳や意思決定を重んじる「人権モデル」の視点は不十分である。

このような社会的状況の中で求められるのが、当事者やその家族の気持ちに寄り添い、ニーズを明確化した上で、必要な社会資源へとつなげる「リンクワーク」である。福祉心理学の観点から言えば、当事者が「自分らしさ」を再構築するためのプロセスに寄り添い、その声を社会資源へと繋いでいく「アドボカシー」の実践であると考えられる。

本シンポジウムでは、視覚障害と認知症という分野横断的な比較検討を通じて、当事者・制度・専門職を結び、制度の狭間や複合的な困難を抱える全ての人々の生活を支える普遍的機能としての「リンクワーク」の可能性と今後の展望を議論する。

【話題提供 1】視覚障害リンクワーカーの意義と役割

吉泉 豊晴（日本視覚障害者団体連合）

（1）問題と目的

眼の治療が難しく視力・視野の回復が見込めない場合、患者は精神的なダメージを受けて5年以上もの長期にわたって福祉制度の利用につながらないケースが

ある。そのような患者に対して医療段階から早期に気持ちに寄り添った相談を行い、必要に応じて情報提供や支援機関への橋渡しを行って、その生活の質の維持・向上及び社会参加を支えることが重要となる。

そこで、2022年度～2025年度にかけて、英国で早期相談を担うECLC（Eye Clinic Liaison Officer）の役割とその活動を支える当事者団体であるRNIB（Royal National Institute of Blind People）の取り組みを参考にし、日本における類似の取り組みの現状と課題を調査して、日本の実情に合った早期相談を担う人材を「視覚障害リンクワーカー」と位置づけ、その養成・配置の在り方を模索した。

（2）方法

- ①日本視覚障害者団体連合の加盟団体（全国 60 団体）及び眼科医へのアンケート調査
- ②RNIB、関係病院の訪問調査
- ③日本における早期相談の事例調査（患者・その家族・支援者への聞き取り調査）
- ④RNIB の ECLC の専門家を日本に招いてのセミナー開催
- ⑤視覚障害リンクワーカーの試行的研修を実施して受講生の意見を聴取

（3）結果と考察

日本においても少数ではあるが医療段階からの早期相談が行われていた（60 の加盟団体のうち 14 団体が中間型アウトリーチとして病院に相談員を派遣）。医療機関と関係者の理解と努力で、視能訓練士、盲学校の教員、歩行訓練士等が本来の業務とは別に早期相談を担っている事例もみられた。ただし、英国のように病院に常駐して相談に当たる例はごくまれであり、患者やその家族のニーズに応えきれていない状況が明らかになった。また、相談担当者の立場からすると、本業（視覚障害者の教育やリハビリテーション）を抱えながら早期相談に当たることの負担、本業に割り当てる時間の縮小といった課題が明らかになった。

一方、視覚機能の回復が困難と告知された経験のある視覚障害者の聞き取り調査からは、気持ちに寄り添った相談、早期（医師の告知から2週間～1か月程度）における必要な情報の提供、支援機関への橋渡しが必要だったとの意見が多く聞かれた。また、視覚障害当事者による相談が有効だったとの声がある一方で、視覚障害者としての自分の体験を押し付けるような姿勢に閉口したとの声もあったほか、障害に関する社会モデルのとらえ方が気持ちの切り替えにつながるとの意見があった。

そうしたことから、英国の ECLC を参考にしつつ日本

の現状を踏まえて、患者本人を主体に据え、障害の社会モデルの理念を重視して、視覚障害リンクワーカーの責務と役割や相談対応の在り方を「視覚障害リンクワーカーの手引き」として取りまとめたうえで、それに基づいて4日間の研修を2度実施した。

今後は視覚障害リンクワーカーの養成と配置を進展させる必要があるが、事業として継続できるようにするためには、患者やその家族からフィードバックを受け取ることによる相談の在り方の改善、リンクワークを行うための各支援機関との関係の構築、視覚障害リンクワーカーの活動の意義・効果のPR、養成研修・活動の場の確保・財源の確保といった各種体制の整備が課題であり、それらについて英国に学ぶ点が多い。

(4) 文献

以下、いずれも日本視覚障害者団体連合(旧・日本盲人会連合)の著作。

- ・読み書きが困難な弱視(ロービジョン)者の支援の在り方に関する調査研究事業報告書(2016)
- ・視覚障害者のための日常生活用具と補装具の給付及び貸与の実態調査事業報告書(2018)
- ・失明の可能性の告知を受けた人の早期相談支援体制の構築に向けた調査研究報告書(2023)
- ・視覚障害者の早期相談支援のためのリンクワーカー育成に係るガイドライン作成事業 報告書(2024)
- ・視覚障害リンクワーカーの手引き(2024)
- ・効果的なリンクワーク実現のための視覚障害者支援ネットワーク構築事業報告書(2025)

【話題提供2】常設型認知症カフェにおけるリンクワーク的支援の哲学—課題解決型支援から伴走型支援への変遷と実践—

榊村 雅文(京都悠仁福祉会
京都認知症総合センター)

(1) 序論: 診断直後の「空白」を埋めるリンクワークの哲学

認知症診断直後、本人や家族は深刻な孤立と「自分らしさの喪失」という心理的危機に直面することが少なくない。私の所属する京都認知症総合センターでは、1階のクリニックと2階の常設型認知症カフェが直結した構造的強みを活かした取り組みや、地域における認知症施策推進事業との連携を展開してきた。これにより、制度の狭間で生じやすい「支援の空白」を埋めるためのリンクワーク的支援を目指している。これらを踏まえ、ピアサポートの重要性、共同創造の過程、そして当事者の言葉に問われ続けた実践について報告する。

(2) 実践家としての葛藤: 専門的「正しさ」という名の否定と支援の変遷

カフェにおける相談援助において直面したのは、良かれと思って提示した専門的助言に対して、当事者が「否定されたように感じた」と吐露された経験であった。また、周囲が本人を置き去りにして物事を決める状況を、ある当事者は「鬼ごっこの鬼になった気分だ」と表現した。これらの言葉を契機に、ケアマネジャー時代に培った「制度や知識、社会資源を活用して問題を解決するアプローチ(課題解決型)」から、本人の感情を「絶対的な事実」として受容し、「あなたは今のままでいい」という存在の全肯定のメッセージを届ける「伴走型支援」への転換を試みた。

(3) 共創: 当事者主体のピアサポートと社会的役割の創出(非常勤職員雇用の実践)

『オレンジドアノックノックれもん』認知症当事者A夫妻と共に、診断直後の不安を抱える人々が「先輩当事者」に出会える場を立ち上げた。前向きに生きる先輩の姿に触れることで、参加者は「認知症=人生の終わり、絶望」という疾病観を書き換え、社会とのつながりや人生の再構築へと向かうことが可能となった。

『作業工房ほうおう』若年性認知症当事者B氏の「仕事がしたい」「暇で仕方がない」という切実な願いを受け、地域企業と連携して木工活動を行う場を創設し、社会参加や就労機能の獲得を目指した。その後、B氏の能力や希望に合わせ、法人内での非常勤職員雇用という新たな選択肢を当事者と共に切り拓くに至った。

(4) 単なる「繋ぐ」を超えた視点: 「どのような視点で、何を大事にしながら繋ぐのか」

実践を重ねる中で、専門性や経験が「権威化」しないよう意識するようになった。ピアサポートでは「同じ状況だからわかる」という思い込みが当事者の主観を損なう危険があるため、専門職は知識や正しさ、経験を過度に表出しすぎずに関わることが重要だと感じた。連携面では若年性認知症コーディネーターとの「実践的サポート」と「エモーショナルサポート」の役割分担を整理したり、他機関も含めた「人」への確かなバトンタッチを意識した。

(5) 結論: 普遍的機能としてのリンクワークの展望
リンクワークとは、既存の制度枠に当事者を当てはめることだけではなく、当事者と共に悩み、歩み続けること、そしてその言葉に「問われ続ける側」であろうとする姿勢が大切と考える。京都府が取り組もうとしていた制度化も一案ではあるが、新たな制度や職種を創設するだけではなく、既存の認知症地域支援推進員とこれらの哲学を深めることや協働を深化させることも、より現実的かつ持続可能な展開であると捉えている。

【話題提供3】権利ベースのアプローチと「リンクワーク」への期待—認知症をめぐる動向を入口として

堀田 聡子(慶應義塾大学大学院)

近代以降、認知症は医学モデルで理解され、同時に排除の対象となってきた。その後、地域での生活を支える医療・介護サービスと環境整備をめざし、介護モデルや生活モデルを採り入れて、2012年に認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)が策定され、2015年の認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)は、初めて本人の視点の重視を明記、2019年の認知症施策推進大綱は、共生と予防を車の両輪と掲げた。

2014年には、日本初の認知症当事者組織である日本認知症本人ワーキンググループが発足し、政府にも大きなインパクトを与えた。そして、認知症の本人の声、各地の認知症とともに生きるまちづくりの積み重ねによって、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法(以下、認知症基本法)」が成立、2024年に施行された。同法は、第1条に共生社会の実現というビジョンを示し、そのために、「認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、(略)認知症施策を総合的かつ計画的に推進」することを目的としており、第3条の基本理念において、「認知症の本人の基本的人権の確保と意思の尊重を最優先に位置づけた。同年

12月には、認知症施策推進基本計画（以下、基本計画）が閣議決定され、都道府県及び市町村においては、地域の実情や特性に即した計画を策定し、必要な施策を推進していくことが求められている。

世界的にも、2017年にWHOが刊行した「認知症に対する公衆衛生上の対応に関する行動計画」は、領域横断の理念の筆頭に「認知症とともに生きる人々の人権」を掲げ、障害者権利条約及び国内外の人権に関する法律文書と軌を一にして認知症の人のニーズ・期待と人権に配慮すべきと明記した。認知症とともに生きる人々が権利保有者、国家及びその他のステークホルダー（地方公共団体、保健医療福祉の関係者だけでなく、教育関係者、企業や地域、そして我々一人ひとり）が責務履行者であり、権利の実現は、社会全体の責任・共通の目標となる。認知症の本人が、自らの権利を知り、主張・要求できるよう力づけ、権利保有者が権利を行使できるよう、また責務履行者が責務を履行する能力を発揮できるよう、包括的な戦略を練り、計画を推進する権利ベースのアプローチ（human rights based approach）が求められるようになってきた。

認知症になると何も分からなくなり、できなくなるという「古い認知症観」が根強く残っているのではないのか。それによって、本人抜きに本人のことを決める状況や本人が希望を失う状況、認知症を受け入れがたい状況、認知症の人が社会的に孤立する状況が未だにみられるのではないのか——。認知症基本法及び基本計画の議論の過程で、認知症の本人が繰り返し強調したのが「新しい認知症観」である。認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考えだ。

認知症とともに生きる人々は、尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができているのか。これは、一人ひとり本人にしかわからないことだからこそ、支える対象としてではなく、権利の主体として、あるいは「市民」として、認知症の人の暮らしを本人とともに振り返り、現状の認知症関連施策とあわせて人権というレンズを通じて見つめ直すことが求められている。

こうしたなか、包括的な支援体制の整備に向けた手立ての1つとして「社会的処方」を柔軟に採り入れている三重県名張市においては、「本人中心性」「エンパワメント」「共創」を基本理念として地域の専門職向けにリンクワーカー研修を開催、ケースワークに活かすとともに、リンクワーカーの心得をまとめ、専門職の学び直しと実践の礎としているだけでなく、誰もがリンクワーク機能を果たすことができるという考えのもと、市民が楽しそうだから参加したいと思うような場を企画・運営することで、つながりや活動を生み出している。さらに、本人が大事にしていること、日課、ちょっとした楽しみやこだわり、知恵に着目して、日常のかかわり・支援の見直し、本人とともによりよい環境をつくりだしていく「可能性指向のアプローチ」を推進している。

改正障害者基本法（2011年）は、すでに「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」という理念ののっとり、共生社会の実現の推進を目的としていた。本報告は、近年の認知症をめぐる国内外の動向を入口として、権利ベースのアプローチの重要性を確認しつつ、社会モデルに立脚して、1人ひとりの声を起点

に、社会環境をつくりかえていく要としての「リンクワーク」の在り方を考えてみたい。

参考：

堀田聡子（2025）「認知症基本法が認知症の人の生活に変化をもたらす契機となるために」『認知症ケア事例ジャーナル』18（2），138-146。

堀田聡子（2025）「医療—「社会的処方」を手がかりとする医療を含むケアリングコミュニティの構築」菊池馨実・鍋木奈津子編『包括的支援—地域共生社会をつくる』有斐閣，91-107頁

【指定討論】

宮内 久絵（筑波大学人間系）

当日は、以下の3点から指定討論を行う。

第一に、本人中心の支援を実現するための考え方や実践上の姿勢についてである。リンクワークの特徴の一つは、エモショナルサポートや実践的サポートを提供しながら、本人の価値観や希望、生活上のニーズを起点として、地域の様々な資源へとつないでいく点にある。しかし、「本人中心」を実践することは容易ではなく、ともすると本人のニーズではなく、家族や支援者、さらにはサービス提供者側の都合が優先されてしまうことも少なくない。私自身、教育分野において日本と諸外国の比較研究を行っているが、とりわけリンクワーク発祥の地である英国と比較すると、日本ではその傾向がより強いように感じている。本人中心の視点を維持しながら活動するリンクワーカーを日本で普及・定着させていくためには、どのような考え方や姿勢が重要となるのだろうか。

第二に、地域資源が限られた状況におけるリンクワークの在り方についてである。認知症分野では地域に存在する社会資源や支援の選択肢が比較的充実している一方、視覚障害分野では歩行訓練士をはじめとする専門職の不足など、地域資源そのものが限られている現状がある。その結果、本人のニーズを起点とするのではなく、利用可能な資源やサービスに本人を合わせるという発想になりやすいという課題もあるように思われる。本人中心という原則を維持しながら、資源不足という構造的課題にも取り組んでいくためには、どのような視点や戦略が必要なのだろうか。また、どこから着手することが有効なのかについて議論したい。

第三に、リンクワーカーに求められる資質・能力と、人材育成の在り方についてである。リンクワーカーには、制度や地域資源に関する知識だけでなく、本人に寄り添いながら信頼関係を築き、その思いや希望を引き出し、多様な関係者や地域資源をつないでいく力が求められる。つまり、そこには知識や技術だけでは説明しきれない、人間力ともいえる側面が含まれているように思われる。また、イギリスでは視覚障害当事者がリンクワーカーとして活躍しており、日本でもその可能性に大きな期待が寄せられている。当事者であることによって、本人の経験や視点を支援にどのように活かすことができるのだろうか。こうした点を踏まえ、リンクワーカーに求められる資質・能力と、それを支える研修や人材育成の在り方について議論を深めたい。

教科書と読書のバリアフリー

— PDF 版拡大図書と UD ブラウザ —

中野 泰志・武田 愛美（慶應義塾大学）

1. はじめに

教育においては、教科書、副教材（補助教材）、学習参考書等を始めとする書籍にアクセスすることが必要不可欠である。また、年齢に限らず、読書は、先人の知恵や思想を追体験したり、知的で豊かな生活を送ったりする上で、重要な役割を果たす。しかし、障害のある人の中には、教科書等の書籍へアクセスすることが困難な場合があり、プリント・ディスプレイ（Wolfe & Lee, 2007）と呼ばれている。

書籍をアクセシブルにする取り組みは、1909 年の点字教科書の発行から始まったとされているが、点字以外の教科書のアクセシビリティを保障する制度は、2008 年に「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」（教科書バリアフリー法）が施行されてからである。また、一般書籍については、2019 年に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）が成立してから本格的に推進されるようになった。

本研究室では、2010～2011 年度に高等学校の教科用拡大図書の標準規格を策定するための調査を、2011～2013 年度に拡大教科書の利用実態に関する全国調査等を実施し、拡大教科書の在り方に関する提言や普及・啓発活動を展開してきた。また、2013 年度以降、「特別支援学校（視覚障害等）高等部等における教科書デジタルデータ活用に関する調査研究」を受託し、視覚障害等のある生徒が教科書デジタルデータを教科用拡大図書として使用可能にするために、拡大機能を有するタブレット型情報端末等で活用できる PDF 形式の教科書デジタルデータを、教科用拡大図書と同等に使用し得る「PDF 版拡大図書」の仕様及び提供システムとして構築してきた。さらに、教科用拡大図書と同等に使用し得るための諸条件に関する実証研究を展開し、教科書デジタルデータを教科用拡大図書と同等に使用することができる効果の実証及び提供システムの構築を行ってきた。加えて、教科書以外のアクセシブルな特定電子書籍の製作も行ってきた。特別展示では、これらの教科書と読書のバリアフリーに関する取り組みを紹介する。

2. PDF 版拡大図書

PDF 版拡大図書とは、PDF 形式の教科書デジタルデータを、拡大機能を有するタブレット型情報端末等により活用し、拡大教科書と同様に使用し得るようになるためのデジタル教材である。制度上は、教科用特定図書等に位置づけられている。固定型レイアウト（紙媒体と同様に版面の 1 ページを固定したレイアウト）とリフロー型レイアウト（ひとつの画面に表示される文字数が可変するレイアウトで、文字サイズや行間隔等を変更しても左右のスクロールが必要ないレイアウトで、画面の小さな端末でも可読性を保てる）を有機的に連携できるように設計されている。2025 年度の実績では、

978 人（小学生 322 人、中学生 306 人、高校生 350 人）の児童生徒に対して、915 種類（小学校 286 種類、中学校 215 種類、高校 414 種類）の教科書を、延べ 16,018 冊（小学校 5,445 冊、中学校 5,909 冊、高校 4,664 冊）の提供実績がある。なお、視覚支援学校の理療科の教科書も PDF 版拡大図書の形式で提供している。

3. 教科書・教材閲覧アプリ「UD ブラウザ」

UD ブラウザは、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「障害のある児童生徒の学習上の支援機器等教材開発事業」（視覚障害のある児童生徒が授業場面で有効活用できる教科書・教材等閲覧アプリの開発一盲、弱視、晴眼の児童生徒が共に学べる UD アプリを目指して一）の委託を受け、視覚障害のある児童生徒が授業場面で有効活用できる教科書・教材等閲覧アプリとして研究・開発した iPad や iPhone 等の iOS で動作する教科書・教材閲覧（ブラウザ）アプリである。現在、Apple Store から無料でダウンロードすることが出来る。

UD ブラウザは、文字や図形等をピンチ操作で拡大・縮小する機能、配色を変更する機能、文字サイズを変更しても上下のスクロールだけで文章にアクセスできるリフロー表示機能、文字をハイライトしながら音声で読み上げる機能、ルビをオン／オフする機能、フォント・行間隔・文字間隔・縦書き／横書き等の文書スタイルを変更する機能、メモやラインマーク等の書き込み機能、キーボードや外部スイッチから操作できる代替入力機能、ブックマーク（付箋）機能、ページジャンプ機能、検索機能、OCR 機能、試験での不正防止機能等が搭載されている。当初は、弱視用に開発されたが、現在は、盲、発達障害、上肢障害等のプリント・ディスプレイの児童生徒全般にも利用されている。また、UD ブラウザは、ワードファイル、PDF ファイル、テキストファイル、点字データ等から自動的にリフロー形式のファイルを作成する機能を有しているため、教科書だけでなく、ほとんどのデジタルデータに対応可能である。そのため、教科書だけでなく、補助教材や自作教材を始め、試験にアクセスする際にも活用されている。さらに、国立国会図書館の「みなサーチ」で提供されているアクセシブルなデータ形式のデジタル版特定書籍に対応している。

文献

- ・中野 泰志ら（2018）. ロービジョンの生徒のための教科書閲覧アプリの開発(2)－閲覧アプリ iBooks と UD ブラウザがデジタル教科書の利用実態に及ぼす影響－ 日本ロービジョン学会誌, 18, 106-120.
- ・中野 泰志（2020）. プリント・ディスプレイのある人への合理的配慮としてのアクセシブルな印刷物：ロービジョン児童生徒の拡大教科書への取り組みを中心に 日本印刷学会誌, 57, 6, 268-275.

教科書・読書バリアフリーを推進するICT教材

PDF版拡大図書と UDブラウザ

本教材は、教科書・教材はもちろん、様々な図書のバリアフリーを推進し、視覚障害等があるすべての幼児児童生徒の主体的な学びを目指して開発されました。



学校での学習だけでなく、家庭学習や日常生活の読書にも活用できますし、入学試験等にも活用されています。

【お問い合わせ連絡先】

慶應義塾大学 中野泰志研究室

電話 045-566-1221

メール info-nakano-group@keio.jp

ホームページ <https://web.econ.keio.ac.jp/staff/nakanoy/>



日本福祉心理学会 第24回大会 実行委員会

大会長

中野 泰志（慶應義塾大学）

事務局長

武田 愛美（慶應義塾大学）

協力者

一ノ瀬 佳代子（慶應義塾大学）

穂高 恵美（慶應義塾大学）

飯塚 幸乃（慶應義塾大学）

古屋 晃子（慶應義塾大学）

後援

慶應義塾協生環境推進室

慶應義塾大学教養研究センター

協力

慶應義塾大学 心理学研究室

日本福祉心理学会 第24回大会 抄録集

2026年7月31日発行

〒223-8521 神奈川県横浜市港北区日吉4-1-1

慶應義塾大学 日吉キャンパス 心理学教室 内

janphs2026-group@keio.jp